

令和9年3月2日から 狂犬病予防注射制度が変わります

狂犬病予防注射に関する時期が以下のように変更になります。

1. 狂犬病予防注射の時期が「通年」になります

これまで「4～6月に狂犬病予防注射を受けること」とされていましたが、法令改正により「1年を通して」注射ができるようになります。

2. 狂犬病予防注射済票の交付時期が変更されます

**令和9年3月2日～3月31日に注射を受けても
新年度（令和9年度）の注射済票は発行されません。**

令和9年からは、4月1日以降に注射を受けた犬に新年度の済票が交付されます。
注射日と交付される済票の年度の対応は下図のとおりです。ご注意ください。



注意

